

みまゝの素案 素案という表現を現在のところしておりますが、元の素案は素案というものはあまり変更せずに除々に事業施行していくという形にもなっていくと思っています。

○三番(後野鉄太郎) いまの素案の図面はそのまま、それによる事業を進めていくということです。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)……それの都市改造方式でやるのかあるいは区画整理でやるのかということについては、一応一區画については八億円から方法によらず八億円の範囲内で出来るという説明ですが、そのような形に進めていくということは臨時的な事業認可でなく、その部分だけをやっていくということです。今後必ずしもいつかありましようし、本会期中に答弁し切れると思います。私の察するところではまだ、暗中模索のようにとりかかっても所方がないと思います。これは失礼なことですけれども、いまの市長の考えでは四七年度までは事業決定につけて努力したというふうなことであり、できれば四八年度において認可が降りるのではないかとということですが、いまのようにならなくともやういふものでは結局くわ入れをするのは四九年度にならしてしまうのではないかと恐れます。このように私が解釈して

もよろしいわけですか、ほつきりいってこれではなんでもよいかと思っています。

確かにこの文面はともいふ文面ですが、こういうことを私は本町等で市長に聞かれたときに答えていきたいと思っています。いずれにしても早くこれをやりだしてようなことはいいのですが、聞けりては今後施設の努力をいかにいたさきまうて、四七年度にどうか事業認可の申請にもうていきたいという市長の答弁を引用いたしまして、私はこの件につきまうては今後また議会のために聞くことといたします。課長のほうも大変でございますけれども、一つ答弁したことにつきまうては貴院をもつてこの東部開発につきまうては施設の努力をお願いいたします。私の質問を終わります。

○四番(石川信義君) 去る十一日の日に私が質問いたしました件につきまうて、たまたまた四日の本会議におきまうてまだ答弁の段階にまうてませんというようないふことが昨日まで、伸びたという形になつております。

お(番)はたまたま理事者のうで答弁のありまうた昭和四七年一月二日発行のサンバーン八の四ページ並びに六ページに對しましてのご報告があらためてございますが、たまたま申しあげましたとおり十一日から八日の間があったわけでございますので、広報訂正文については十分にできあがっ

ておるものと解釈します。まずこの点について本会議場で訂正文についてご教答を願いたいと思っております。

二番目といたしまして、公共下水道調査設計に關係してありますこの流域下水道負担金でございますが、確かに流域下水道の負担金は、私どもが当初いたどきまして計画表にははつきりと載せてあるわけでございます。公共下水道調査設計につきましても同じでございます。したがいまして、ただいまのようないふ四月中旬ごろには決定すると、その時点において補正をするというような説明であれば、私も当初のうへ解をいたすわけでございますが、たまたま市長の説明の中に、昭島市の住民との關係のうへ設計費が認めないとか、あるいはまた、まだ調査がまずいということ、すなわち昭島市の住民の感情の問題において設計費が認めないというように聞きとつたわけでございますが、それならばゆれゆれに早く渡しをいたさうとした資料にも金額的に明記されたものが載っておりますので、昭島市の住民感情というものがその時点ですぐにまづかたたりではないかということを感じておるわけでございます。この点につきましても、市長が四月中旬ごろ決定をする段階において流域

下水道の負担金については補正を認むということでもう承知いたします。

公共下水道調査設計については、すでに都側では工事代はほとんど確定的であるわけでございますが、むき得るならば当初でもうて予算計上しておられるれば八月からの調査設計の期間が必要であるという答弁もありません。そういう点から考えますれば当然調査設計をするには費用がはばひきません。当然この計画表にあります五百万円程度の設計費でありますのに認めないということは金額の点から理解に苦しいわけがあります。この点につきましても四月中旬ごろ確定次第補正を認むということも、了解できない問題ですがこの際やむを得ないと解釈いたしております。

おきき目の消防車の件につきましても補正費（？）にしようとするか、ええのです。この点につきましても私は承知いたすものでございますが、今後とも、当然当初に認めようとする予算があります。やはり誠意と申しますか、これに（？）の誠意を表明せしめますか、やはり当初五百万でも計上された中におきまうての起算の獲得、補助金の獲得とか、地方自治法のうへ算算獲得のためえにのうへとつて今後やうていたさうという

ことを強く要望いたします。このように議決から強くその点を指摘された後に、
おいて補正を組むとか、予算を出すとかということではなく、理事者側
はもっと積極的に、この点についてはお一つ研究しながら取り組んでいた
きたいと、かように切実な希望をいたします。

お四番目の中へ中学校の増築の問題についてでございますが、これもやはり
市長のご希望がございましてござい、ここでもまたま公園が誘致され
るということも真近な時点に於いて決まった関係で四十九年度をへ年
早めまして四十八年度から中三中学校の建設をするという関係から、元
当初の計画の三階建ての中三中学校の増築をとりやめましてプレハブ
でやるということでございますが、私は確かにこのようなことを考えます
れば、解はもううんするわけでございまして、私の希望が心
算といたしましては、やはり人口急増の激しい当市にいたしましては中三中
校がござることにござる若千の校区変更をいたしていきましても、これ
四十九年、五十年を過ぎてまいりますれば中三中学校の教室も中
三中学校がござる時点に於いて中三へ繰り上げ九級に減りましても、
やはりどんな児童数というものには押ひかへるべきは、話の気は、中三に
なっておりますので、あらがうプレハブ教室を建てるよりも、ここでも
上されるものであれば当然予定どおり鉄筋三階建てで造るわけば一番
だもなし、特に本年度特殊級を小学校に設けるという考え方も打
ち出しておりますが、当然中学校の特殊級ということも必要に
なるとも承知しております。中三中学校と中三中学校ということから特殊級
を中学校に設ける場合においては、やはり中三中学校に設けるということには
なるとはなからうかと考えます。そのような点から考えますれば、やはり
二教室あるは三教室からで足りましても決て余分な、むだなものでは
なからうというふうにも考えますが、いづれにいたしまして、当面の問題とい
たしまして公園の誘致にとともに中三中学校が四十八年度から建設され
るという関係から、四十八年度の予定分の二教室につきましても現在の特別
教室を普通教室に変えまして、特別教室をプレハブで造るというこ
とにつきましても、心算解いたすものであります。ぜひとも今後中三中学校
におきましては長年叫び続けております体育館も相当ひどい有様にな
っておりますので、もう少し教育文化という五つ柱に織り込まれております
市長の施政方針にならうと、中三中学校の体育館等につきましても

どうもだり早くつ算計化をしていただくようこの際希望を申し述べておきた
いと存じます。

又委員の中矢圖書館の用地についてでございますが、この件につきましては
は私や申しあげてもなく土地開発基金の性格からいいますと長年
収入役の金庫の中に九千万円という金があるわけでございます。これは
市民の寄附金でございますので、こういう発展途上にありますます市としまして
まずく地価の値上がりということばかりでございます。今日において、どのように
使つておられるにいたしましても早い時期に九千万円という金を金庫の中へいま
でも入れておかないで、もうと早い時期に配りてこれを公布された目的に伺いま
して土地を求めたわけはならないというように私も考えておりますので
中矢圖書館を建設するに土地の買収が首肯が不足するという問題
から開発基金を引き出すことにはいけません。開発基金は開発基金といしま
して、將來いつかは利で土地が必要とされる当市におきましては、九千万
円という金を大いに有効に活用していただくこと、かように存する次第でござ
います。

又六番目の仮称市民体育館にかゝる問題でございますが、確かに市長さ

んがいわれまうた通り、当時所から市には當時点におきまして当然の調査は
まいた福祉事務所関係がきつてまかになりますし、人評費等職員給
分もアップしたわけはならないというような観点から一億円以上の他の収入を見
つけなければならないという立場に立つて、私も当時議長といたしまして市長
ともどもやうなまいったわけでございます。そういう考え方がどういふことか

市民体育館というふうな形に変わったわけでございます。したがいまして
この市民体育館を建設する場合におきましても、やはり市民の福祉を
目ざすのに支障のないようにでき得る限りはいつこうであらうということでは議
会でも認められたわけでございますが、ここでもう一つも私とて若干ふいふ
うな点があるわけでございます。それは仮称市民体育館はご承知のとおり九
月二十日に補正予算で起算五千万円、一般財源九千六百六十六
千円という予算が計上され、したがいまして四十六年度におきまして一億四
千六百六十六千円、これは六月定例会において当時三億円の建設費
をさらに債務負担行為によりまして三億四千四百万円という金と一つの建
設事業に出す。これは議会のほうでも決めたことですからどういふいうも
のでもございまして申し上げても、当然私ももちろん計画表に基づいて本

年度の予算を算出しているならば、このように議決がなされることもなく、もつと
スルースは予算編成ができたならばはかうかと思えるわけでございます。
と申しますのは、今回の予算を見ましても、計画表よりも大きく一回つ
て予算計上されておりますのが、板橋市民体育館でございます。これが
どういう理由でこのように組まれたのかということにつきましては、たまたま市長
が私の家へいられたときにお伺いしたことでございしますが、そのとき
高級議員もおいでになりまして、市長は起債と補助金をもち
うためにこのような予算を計上したということでございます。私の調べた範囲
では、当時いたたきまうた、計画表に基づきますと九千二百七十三万円が一般
財源であり、国の補助金は四百二十八万円、起債が九千五万円であるという
計画表をいただいておりますわけでございますが、今回の九千五万円四百四十九万
円という予算の中身は、国の補助金が四百二十八万円であり、地方債につて
は逆に八千五万円と八千五万円の減になっております。それから一般財源は
当然計画表に基づくと九千二百七十三万円を組めばよろしいのに、九千五万
万円以上を組んでいくというところ、今回の非常な窮乏は、それと当然
予算化すべきものも予算化されていまいという形になつておるように思える

わけでございます。この点については起債と補助金をたくさんつけていただき
いために、九千五万円を組んだという説明でございますが、この点もあや
せて再度伺いたしますのでよろしく願いたします。

議長（米次性男君） これより一時五分まで休憩いたします。

午前一時四十九分 休憩

午前一時五十分 開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

助役（藤崎俊次君） 市（点）の広報ふっさのことはつてお答え申しあげます。

先ほど市長から陳謝がございしましたが、一月二日発行の広報につま
まは大変不向き過ぎでございます。私の方も心からおわび申しあげ
次第でございます。さつぱり訂正文を掲載しなければならぬので、訂
正文といたしましては、四月中旬に発行いたしまする広報ふっさの四
号で訂正文を掲載したいと思ひますのでよろしく願ひを申しあ
げます。

市長（石川常太郎君） 板橋市民体育館につてでございますが、

最初に起算が九千万円となっておりますが、それが八千万円と決定した次第でございます。少しでもよいにいたるべく九千万円希望いたしましたわけでございますが、国に任せまして八千万円と決定されてしまったわけでございます。なお一般会社において持ち出しが大変に多いわけでございますが、それらは備品あるいは外構工事等でございます。

以上でございます。

○二丁四番（石川清義君） 広報の訂正につきましてはいま即役が四月中旬といつておりますが、私がこの問題で伺ったところからは訂正文についてあります。訂正文がとにかく一週間以内で持ってくるのですから、この間に広報に出す訂正文ができればいいと思います。掲載時期は四月中旬でいいと思います。訂正文についてはできあがっていると思います。すぐで伺いたいわけです。

○即役（藤崎俊夫君） 訂正文はまだできておりませんが、もしも意見がございしますれば、議会の最終日に発表いたしてもけっこうでございます。

○二丁四番（石川清義君） 十一日に私が質問しておきまして十四日にはまだ回答の段階にありやうということで、したがいましてこの貴重な時間を八日間も

高野利雄

空費をもうして十八日まで私は待つていたわけですが、一週間かかって準備ができていなかったということとはまことに恥づかしく思われたいというよりも、この間に調整とか伺いとかこういう問題を議員の家庭にいう、市長やじめ即役、収入役等が議員のところへ訪問するだけの時間があるならば、私もこの質問に巧しや分回答でき得るものを張成したうえにおいてその次の段階を踏んでおると思っています。

したがいまして私は今日まで待つたりでずからどうしても会議の最終というのでは条件が違いますので、私は十一日に質問してあつて早く解答が得られたい、というふうですが十八日まで待つたりでずから本日訂正文についてお報告願いたいと思っております。

○二丁四番（石川清義君） 広報の訂正につきまして、私は今回の予算を見てもどうしても納得がいかない。というのは、やはりこの予算案が市中に再三申しあげておるようですが、八億三千四百四十九万八千円というまことに多額の予算を組んでおるわけですね。とにかくには支障をきたさないというところでやっております。また阪神市民体育館という総合的なものは三の戸に於いては相当の財政力のある府中市においてもまだこの一、二年のところで建設して

おりますし、青森市におきましては相当なヤセンプル収入があるにもか
わらずいまだに建設の段階に入らぬという中において、私どもは
市長の考え方にできるだけ歩み寄りまして協力を申しあげておるわけ
です。したがいましてその中においてあくまでも市民福祉のこのよう
な問題につきましても決して迷惑をかりませんということ、私どもも
委員会あたりで議会に相当申しあげておるわけですが、結果的には迷惑
をかりておるというのが現実のものとしてあらわれおるわけでは
ない。私どもは得れば一年ぐらゐ延期して債務負担行為を延ばすべ
きであらうと、一年早くてもおそれるもきして市民が持ちゆかぬ問題
ではございませんで、このように考え方で私は私なりに研究し
てみたのですが、いずれにいたしましても本件工事が一月六日までと
なっております。また附帯工事も一月三十一日までとなっております。また
特別委員会等も設置してこの関係もありましてこれはやむを得ない
というふうにお心うわけでございますが、私はこの当初予算書にあり
ます算入というものは一つも市民に直接関係するものについては組まれ
ない。仮に市民体育館については大幅に組まれおるわけでは

です。私はいま予算書を承認することについては非常に議会が市長に
して協力的なところがございます。このようは観点から考えまして、やはり当初
の計画だけでも織り込んで、あと不足分はこれこそ補正で組むことが
算編成の本来的な姿であると考えておるわけでありす。そういう点か
ら私は常に十七年度の議会生活は、議場をへ歩み出ればすべて市民を
前にしております。議場の私の席にいた場合はあくまでも市民が後にい
るという立場におき、私はやうするわけでありまして、決して市長をいじめ
るとか、市民にたいすにばるといふことでは決してない。あくまでも十七
年度、私は市民の利益をはかるためにあの激戦の中からお出てきておる
わけでありまして、決して理事者を困らせるとかいふことではなく、先ほども
申しあげましたとおり、ゆれゆれが議会が発言することによって止めて
消防車の予算が組める。やうなれば組まぬ。へたをすれば四十八年
以降に持ち越すという話を私は前々から聞いておるわけですが、こういうこと
ではなうはいと心うわけでは。それでは番目の預金の取扱の問題と
六番目の仮称市民体育館について当時の計画よりも大幅に予算を
組まなければならなかつたかといふことをいまだ度明確に答へ願ひ

ます。

。助役（篠崎俊夫君） 中（点）につきましては答弁が的はずれで申しわけございません。

私どもの考え方をいたしましたものは公共施設整備計画の「四十七年度」を直す。さらにいまだ程されております当初予算案が通りますとこういうふうになるのだと。四十七年度計画はこういうふうにするのだということが予算との関連に於いて市民の方にはわかりやすいというふうなことで、戻は当初予算の審議の経過を待ってわかるような状況でございます。

次の体育館の建設費でございますが、債務負担行為、それから公共施設整備計画におきましては本年予算だけを載せ、その他の外構工事とか床品等を計上していいわけでございますが、そういう点と弓道場をふやしたということから四十七年度五十六万八千円オーバーをわけでございます。この点につきましてはご承願いたしたいと思います次第でございます。

。二つ（石川信義君） 広教の問題につきましては私のみが今日の予算案審議に先立ちまして質問している問題でございますので、ここで断る

時休憩をさせていただきます。打ち合わせをいたしたいと思います。

午前十一時十六分 休憩中

午後一時四分 開議

。議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

。助役（篠崎俊夫君） 休憩前に石川議員さんにご質問になりました広教訂正文につきましてご説明申しあげたいと思います。

休憩中に理事者において審議いたしました。ただいま議員の皆さまにご配布申しあげましたような広教訂正文を四月中旬発行の広教ふっさ月号に掲載したいと思っておりますのでよろしくお願いを申しあげます。では訂正文を朗読いたします。

（訂正文朗読） 別添参照

このように訂正文を出すことを約束いたします。

。二つ（石川信義君） 広教につきましては先般の議会でも申しあげましたとおり、私は市内部のすべしを広教を通じて四万市民に知らせたい。これはもう予算をあげて賛成するものではありますけれども、ぜひともご承

されていなければならぬ。広報の掲載につきましても、今後十分に注意を願います。このようなことは、いさう敬道していただくことを要する。とにも、本坪の広報の問題については、解いたしますので、二番目の坂本市民体育館のことについては、合併を願います。

。助役

(篠崎俊夫君) 休憩前に話し申しあげましたように、公共施設整備計画は四千七百数十万円の増額してあるわけでございますが、これは休憩前にも申しあげましたように、周囲の環境整備、用品、それから道路を設けることといたしまして、経費の増でございます。

なお、公共施設整備計画に付いては九千万円の起債と掲載してあるわけでございますが、現実には八千万円が正當な起債の許可額でございます。この点は言ひわけがましますますが、公共施設整備計画を都のほうへ出す関係で、できる限りよりに起債を獲得したいというような気持のありゆえから九千万円と掲載したわけでございます。この点につきましても、公共整備計画の全体誤りと同じように今後十分に反省いたしたいと思ひます。

。二番(石川隆義君)

この問題は私もへ計画表をくれた後にまた大きく

計画が変更されているわけですが、そればかりでなく私も予算書が届いてから、私も似たような計画表と照らし合せて見ますと大きな数値の誤りが出てくるわけですので、そういう点で私は預同でも申しあげましたとおり、やはり公共整備計画をつくる時点において議会というものに十分審議の場をふくめ、全く有知無慮の議会のあり、市民や市の行政が行政はゆれしてしまうという状態になるわけである。私も真剣に考えてやろうというわけですが、今回提案された二億三千四百九十九万四千円という当初予算は、私も似たような計画表で五千七百

当初予算に組むべきものでカットされてしまうということは、先ほど申しあげましたように、結局本予算をつくる立場にある理事者側としてはあまり好ましくないというふうに指摘しているわけですが。例えば仮称市民体育館の管理用品購入代五百万円、仮称市民体育館の管理費九十九万三千円などというのは一月二ヶ月に本坪工事が終わった後のものです。そういうことを考えますれば当然補正でも十分間に合うものです。また委託料の清掃委託料十五万四千円なども建設が終わってから必要になる

くるものです。それらが全部当初に組まれてゐる。それからこの棟の九十
九万三千円の中は清掃委託料十五万円でボウラー保守業務委託
料十五万円で合算されてゐる。補正で二分間に合つたもので二億
三千四百四十九万一千円というものの中に載つてゐる。やはり予算編成
というものは骨子筋なもの組まれて後、その時点で間に合ふものはその
時点で補正して行くというふうに私は考へてきたわけですが、今回の改称
市民体育館に限り本館工事が終わつてから必要なものがあるかどうか
で全部計上されてゐる。このような予算の立て方では全く解決しない
わけなので、いつまでもこの点をやうしていてもしょうがないことではな
い。もう一度市長にお伺いしたいのですが、例へば改称市民体育館
だけで二億三千四百四十九万一千円という額を計上されたのか、これは
やはり起債と補助をよりいいたゞきたために九千万円組めばいいものを
二億五千万円組んだと、しかし地方債の八千万円も少しも入つており
ませんし、国の補助金四百二十万円も少しも入つていないわけであり
ます。どうして組まなければならなかったのかということについてわれわれが

市会
三十一
三十一
三十一

十分理解し得るようの説明していただきませんと市民に申しわけがござ
います。……改称市民体育館は元来ほど急がなくてもいいわけでは
ない。……心ごころにこしたことはないので、すけれども、とにかく建設が終つて後の清
掃委託料までも組んでゐる。他の消防車等は補正で組むという
点はどうしても理解に苦しくおわけです。もう一度この二億三千
四百四十九万一千円はどうしても組まなければならなかったのか、なぜ補正
ではいけないのか、その点を聞かせていただきたいと思ひます。工事費の
二億三千四百五十万円は必要なのですか、とにかく改称市民体育館
についてはどうも、後二月ごろからでも十分間に合ふものが全く補正の必
要がないように組まないと肝心のものはカットしてゐる。……どういふ
わけでももう一度説明願ひます。これは市民の大変関心の高い問題
です。……、われわれも先ほど申しあげましたように市民に信頼
された議会活動をしていただくために申しあげてゐるわけで、個人的には何も思
つておりません。

○助役（篠崎俊夫君） 市民体育館につきましても予算措置すべきものが
はつきりしてゐる。……、われわれも先ほど申しあげてゐるわけでごさいます。……、